

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

1 事業年度計画の明確化と職員への共有

(1) 現状と課題

練馬区より石神井地域包括支援センターの業務委託を受託し一年が経過した。これまでの取り組み状況を踏まえ、地域の実情に応じて必要となる重点課題および目標を設定し、具体的な年間計画を策定した。この年間事業計画はセンターの基本姿勢を示すものとして運営上の課題や業務上の課題を明確にして職員との共有が必要である。

課題)・事業年度計画策定に関し、センター内部での合意形成を行う必要がある。
・事業年度計画は職員の業務負担を鑑み、実現可能な内容である必要がある。
・事業年度計画のスケジュール内容が具体的に定められている必要がある。
・事業年度計画が職員に共有されている必要がある。

(2) 課題への対応策

ア 各専門職の計画作成の際合意形成を図りながら作成を行う。

イ 計画作成にあたり各担当により計画表を作成し実現可能な計画とする。
主任介護支援専門員 ・社会福祉士 ・看護師 ・予防給付(ケアマネジャー)

ウ 業務計画スケジュールをそれぞれ担当が作成し、共有ができるよう計画書にアクションプランとして共有をする。

エ H28年度4月以降配属の職員に対しては配属後速やかに事業計画を説明を行う。

(3) スケジュール

ア 3月～(法人事業計画)
4月～(練馬区事業計画)

イ 3月～(法人事業計画)
4月～(練馬区事業計画)

ウ 3月～(法人事業計画)
4月～(練馬区事業計画)

エ 適宜

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

2 職員の適切な業務分担

(1) 現状と課題

地域包括支援センターは、地域支援事業の包括的支援事業(①介護予防ケアマネジメント、②総合相談業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業)を一体的に実施し地域住民の心身の健康の保持と生活安定のために必要な援助を行う事により、保険医療の向上・福祉の増進を包括的支援として取組が必要である。

課題)

ア 職種により業務多忙な状況がある。

イ 業務について具体的な手順や取決めその分担の明確化が必要である。

ウ 3職種の専門性を十分に活用し相談し合いながら柔軟に機能できるようにすることが重要である。

(2) 課題への対応策

ア 業務内容計画を作成し業務分担を明確にする。

イ 業務別年間スケジュールを作成し適宜追加・修正を行い通年活用する。また開催事業報告を作成し開催手順等について共有できるよう記録に残す。

ウ 朝・夕礼時、支援の進捗状況並びに今後の対応について協議すると共に情報共有を行う。また状況により専門職同士での支援体制を構築する。

(3) スケジュール

ア 3月 業務内容計画作成に向けた所内会議開催

4月 業務内容計画作成後各それぞれ個人業務について再度負担について確認を行う

※ 業務分担については適宜、協議・検討を行う。

イ 3月 平成27年度の業務別スケジュールについて検証を行う。

4月 業務及び担当別にてスケジュール表を作成し内容について職員全員で共有をする。
適宜(事業開催時は報告書を作成し提出)

ウ 4月～毎朝・夕礼時、情報共有を行う。

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

3 職員の資質向上のための取組

(1) 現状と課題

地域包括支援センターの職員は近年の社会変容に伴い表出してきた多様な課題に対し組織として対応をしていくという重要な使命を担っていることを自覚する必要がある。すべての職員が必要に応じた研修などに参加する機会を確保すると共に、それらの研修で得た知識や技術をチームで共有することが求められている。

課題)

ア 地域包括支援センター職員の質の向上を図る必要がある。

イ 専門的業務以外に関する知識等を深め対応能力を向上させる必要がある。

ウ 研修を受講し得た知識について共有をする機会が必要である。

(2) 課題への対応策

ア 地域包括支援センター職員の機能強化を図るため職員の初任者及び現認者向け研修を実施する。

イ 職員は医療や認知症に関する知識や相談援助技術、ケアマネジメント技術等、業務に必要な技術の習得を目的に研修や講演会に積極的に参加し保有する専門性のさらなる向上を図る。

ウ 各職員が学んだ知識や技術については全職員に伝達しセンター全体のスキルアップを図る。また他機関が実施する研修に職員が参加できるよう必要な支援を行う。

(3) スケジュール

ア 4月 ～ 法人新任研修(4月より対象者適宜)

イ 4月 ～ 専門技能向上研修 対象者適宜

ウ 4月 ～ 伝達研修 適宜

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

4 圏域の支所との連携

(1) 現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける事を目指す地域包括ケアシステムの確立のためには地域包括支援センターの本所と支所が連携し、地域の高齢者を支援する体制を構築する事が求められている。また本所、支所間情報伝達がタイムリーに行われ、個別ケースに関する相談支援や困難なケースについては支所と協働して対応を行う事が求められている。

課題)

ア 担当者が不在の場合において所内の報告・連絡・相談体制が不十分であるため対応が遅れる事がある。

イ 個別ケースに関する相談支援において本所職員間の情報共有が不十分である。

ウ 困難なケース支援について役割分担について確認をする必要がある。

(2) 課題への対応策

ア 職員は外出時に社用携帯電話を携帯することとし、各支所へ連絡先を伝えることとする。

イ 朝・夕礼時の報告・連絡・相談を徹底し情報共有を行う。また対応はチームで行うこととする。また、職員間で対応マニュアルを作成する。

ウ 困難ケース対応について協議した内容を本所・支所と共有が出来るよう効率的な対応について本所・支所会等で検討しマニュアルを作成し対応について共有を図る。

(3) スケジュール

ア 7月 ～ 外出時の携帯電話の使用についてマニュアルを作成

8月 ～ 携帯番号を支所へ周知活用へ

イ 7月 所内会議にて対応について検討

8月 マニュアル作成～実施

ウ 9月 本所・支所会にて困難ケース対応時の協働について検討
適宜 協議の結果、マニュアルを作成する。対応について共有

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

5 個人情報保護に対する適切な取組

(1) 現状と課題

センター職員は高齢者の心身の状況や家族状況等幅広く知り得る立場にある。地域の方々から利用される機関となるためには、相談をした内容がしっかりと守られた信頼関係が重要である。このためセンターは業務に関係のない目的で個人情報が使用されたり不特定の者に漏れることのないよう、「練馬区個人情報保護条例」に基づき個人情報管理を徹底すると共に守秘義務を厳守し個人情報の保護に留意する。

課題)

ア 個人状況の業務中の取扱いのほか保管に関する取扱いについて職員が周知する必要がある。

イ 事業所および事故においても定期的に状況の確認を行う必要がある。

(2) 課題への対応策

ア 練馬区個人情報保護条例のセンター内全職員への研修を年1回実施する。

イ 「情報システムにかかる委託契約などにおける受託情報の取り扱いに関する特記事項」に基づき、情報システムで取り扱う電子的に記録された情報及び等当該システムから出力された印刷物の情報を適切に管理することについての研修を行う。また3か月に一度状況の確認を行う。

ウ 個人情報保護規定のマニュアルを月初に読み合わせを行う。

(3) スケジュール

ア 4月 委託事業者向け情報セキュリティ教材使用 職員全員に対し研修を実施する。

4月28日 実施

4月以降 配属された職員に対しは適宜研修を実施する。

イ 4月 法人所内会議にて共有 12月 管理状況について確認
7月 管理状況について確認 3月 管理状況について確認
9月 管理状況について確認

ウ 4月より適宜 マニュアル作成および改定については法人に企画として挙げ承認を得る。

6月～ 介護負担限度額申請におけるマイナンバーの取り扱いについて研修予定
マイナンバー取り扱いについてマニュアル確認職員伝達(6/2実施)

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

6 個別ケースへの適切な対応

(1) 現状と課題

個々の高齢者に対して包括的に支援を行う際には、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断し主担当を決め支援することが必要である。また、個別ケースに関する課題に対し3職種が協働して相談・訪問など専門性を活かした支援を行うことが求められている。

課題)

ア 継続的支援が必要な場合支援方針を明確にするため定期的な個別ケース会議を行う必要がある。

イ 専門職の知識だけではなく他専門職の専門的アプローチについても知識を深めより連携が速やかに行えるよう技術を学ぶ必要がある。

ウ 個別対応による弊害を予防するための記録や情報共有の為のルール作りが必要である。

(2) 課題への対応策

ア 朝・夕礼の際情報共有・支援方針等について検討をする。

イ 専門的知識以外の研修に参加する。

ウ 相談受付表を活用する。(相談受付マニュアル参照)

(3) スケジュール

ア 4月 ～ 毎朝・夕礼時

イ 4月 ～ 適宜

ウ 4月 相談受付票活用
適宜 マニュアルの作成・更新

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

7 相談内容および関係資料の適切な記録・保管

(1) 現状と課題

個々の高齢者に対し包括的に支援を行う際には主担当を決め継続して支援をする体制を作ることが望ましい。また個別対応による弊害として主担当不在の場合の対応や高齢者に関する情報についてセンター職員が常に情報及び対応進捗状況等が確認できるよう情報共有のため地域包括システムを活用し記録相談の管理・共有を図ると共に地域包括システム入力前においても情報が共有できるセンター内ルールをが必要である。

課題)

- ・相談内容及び関係資料を適切に記録・保管をする必要がある。
- ・相談を受付けた場合翌日までに地域包括システムの相談記録の入力をするのが望ましいができなかった場合の情報共有について検討をする必要がある。
- ・記録資料の保管が適切に行う必要がある。

(2) 課題への対応策

- ア 相談受付表を利用し相談内容をシステムに入力をするまでの間の情報共有ができる。活用方法等についてマニュアルを作成する。
- イ 朝・夕礼の際に情報共有を行う。
- ウ 業務終了後は指定されている場所へ相談受付表を入れる。鍵のかかるキャビネット保管をする。

(3) スケジュール

- 3月 相談受付表作成
- 4月 相談受付票マニュアル作成
4月1日より活用実施

活用方法等について問題が生じた場合は適宜改正することとする。

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

8 苦情対応に適切な取組

(1) 現状と課題

地域包括支援センターは事業運営に関する苦情を真摯に受け止めその解決、再発防止に向けた取組を行う必要がある。受付窓口の設置、苦情担当者の配置、事実確認の調査実施、改善措置やその他必要な措置を講ずることが求められている。

課題)

ア センター自身に対して寄せられた苦情に対するルールが必要である。

イ ルールに基づき苦情等の対応を行う必要がある。

ウ 苦情再発防止に向けた取組を行うことが必要である。

(2) 課題への対応策

ア 苦情に対するマニュアルを作成し活用する。

イ 苦情受付簿を作成活用する。

ウ 手順に沿って区への報告、法人への報告を行い苦情再発に向けた取組を行う。

(3) スケジュール

ア 4月 苦情マニュアル作成
毎月第4火曜日「介護保険業務連絡会・4センター連絡会」にて情報共有

イ 4月 苦情受付簿作成
毎月第3土曜日「法人会議」にて苦情について事故再発防止について検討

ウ 4月 苦情について報告・情報共有・再発防止に向けた取組を行う

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

9 介護支援専門員のネットワーク構築の支援 および 介護支援専門員の資質向上への取組

(1) 現状と課題

地域包括支援センターは 圏域の介護支援専門員のケアマネジメントのネットワーク構築を支援することやケアマネジメントの資質の向上のため、ケアプラン作成技術・支援困難事例の相談・助言など圏域介護支援専門員を行う。

課題)

ア 主任介護支援専門員の更新要件を満たすべく研修等を行う必要がある。

イ 圏域の介護支援専門員の資質の向上のための研修を行う必要がある

ウ 介護予防・総合事業等、自立に向けたケアプランになっているか確認をする機会がない。

(2) 課題への対応策

ア 介護支援専門員の資質の向上が求められている。

イ 圏域の介護支援専門員に対する研修等を適切に行う。

ウ 自立に向けたケアプランになっているかチェックを行う機会を作る。

(3) スケジュール

ア 圏域の主任介護支援専門員および介護支援専門員の連絡会または事例検討会を定期的に開催する。

4月～ 毎月第三金曜日に定期的に開催する。

研修・内容については各グループごとに検討

イ 本所主催研修を年2回以上開催をする。また圏域主任介護支援専門員の研修など活動に協力をする。

4月 ～ 適宜

ウ 介護予防ケアマネジメント給付検討会を支所に対し4回実施する。圏域介護支援専門員に対しても開催をする。

6月・8月・10月・12月・2月(日程未定)

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

10 圏域の介護支援専門員に対する適切な支援

(1) 現状と課題

介護支援専門員が高齢者の自立支援に資する効果的なケアマネジメントが実践できるよう、日常的な相談支援や、困難事例等への指導助言を適切に行える体制を所内で構築すること。介護支援専門員、主治医、地域の関係機関の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、包括的かつ継続的に支援をしていく事が重要であり、地域における連携、協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う事が求められている。

課題)

- ・包括的継続的ケアマネジメント体制構築
- ・地域における介護支援専門員ネットワークの構築
- ・日常的個別指導、相談
- ・支援困難事例への指導助言

(2) 課題への対応策

- ア 介護支援専門員が多職種、関係機関と連携体制の構築ができるよう
また、地域における社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備を行う。
- イ 介護支援専門員相互のネットワークの構築を進めその活用を図る。
- ウ 地域の介護支援専門員の資質の向上を図る観点から必要に応じて、センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策に関する情報提供を行う。
- エ 介護支援専門員が抱える支援困難事例について適宜センターの各専門職や関係機関と連携の下で具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

(3) スケジュール

- ア 9月 医療連携会議
未定 石神井地域医療連携事例検討
- イ 9月 地域ケア圏域会議開催(1回目)
3月 地域ケア圏域会議開催(2回目)
- ウ 4月～石神井主任介護支援専門員連絡会にて実:2回開催
5月・6月・7月 リ・アセスメント研修実施
他適研修開催
- エ 適宜

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

11 成年後見制度活用に向けた取組

(1) 現状と課題

成年後見制度の活用については多角的な視点から高齢者の判断能力や生活状況を把握し制度の利用については判断をする必要がある。
成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者やその親族に対して成年後見制度の説明や申し立てにあたっての関係機関の紹介を行う。申し立てを行える親族がない場合や親族があっても申し立てを行う意思がない場合で成年後見が必要である場合、高齢者支援係に当該高齢者の状況を報告し対応について検討をする。

課題) 独居高齢者や高齢者世帯で親類のいない方などの支援が増えており社会福祉士の業務負担が増え対応に支障がきている。
今後も成年後見制度申し立て件数が増えることを鑑み、圏域支所においても申し立て手続きができる体制を作る必要がある。

(2) 課題への対応策

ア 社会福祉士資格のある職員がカバーできる体制を作る。

イ 圏域支所の社会福祉士の勉強会を定期的に開催し成年後見制度利用について研修を行う。

(3) スケジュール

ア 4月 社会福祉士業務 補佐的支援を行う。

イ 5月 定期的に圏域支所 社会福祉士の連絡会および勉強会を毎月開催する。

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

12 高齢者虐待防止に向けた適切な取組

(1) 現状と課題

高齢者虐待の背景には、都市化や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い増加傾向にある。練馬区では「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」、「練馬区高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援に関する要綱」および「練馬区擁護者による高齢者虐待マニュアル等に基づき、48時間以内の当該高齢者を訪問して状況を確認するなど高齢者支援係と連携を図り組織的対応の充実を図っている。

課題)

通報から48時間 高齢者虐待の背景には、都市化や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い増加傾向にある。

虐待認定がされたケースについてモニタリングを継続する必要がある。

高齢者虐待防止に向け早期発見につなげるため啓発活動を実施する必要がある

(2) 課題への対応策

ア 高齢者虐待ケース検討会(コアメンバー会議)の充実

イ 高齢者虐待防止に関する研修等の充実

ウ モニタリングの継続

(3) スケジュール

ア 適宜

イ 高齢者虐待に関する研修への出席

ウ 高齢支援係よりモニタリン実施対象者モニタリング表配布
モニタリング毎月

平成28年度石神井地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

13 消費者被害防止に向けた適切な取組

(1) 現状と課題

地域包括支援センターでは、権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を行うことが求められている。

高齢者の消費者被害の救済・未然防止のための取り組みについては関係機関(警察・消費者センター等)と連携が必要であり消費者被害防止を目的として、関係機関と定期的な情報交換、情報共有が重要である。

(2) 課題への対応策

ア 消費生活センターと定期的に情報交換を行う必要がある。

イ 消費者被害の連絡を受けた場合、関係機関(警察、消費生活センター等)と連携し、対応が必要である。

ウ 消費者被害防止を目的として、関係機関(支所、ケアマネ、訪問介護事業者、民生児童委員など)への情報提供を行う。

(3) スケジュール

ア 悪質商法高齢者被害ネットワーク連絡会議 未定

イ 消費者生活センター会議への出席 年2回

ウ 地域ケア圏域会議での警察・消費者センターからの情報提供

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

14 圏域における医療機関・介護サービス資源の把握

(1) 現状と課題

現状: 地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等は区から提示されている情報で把握している。

課題: ア. 地域の医療・介護の資源の現状把握
イ. 最新の在宅医療・介護連携の現状把握。

(2) 課題への対応策

ア 地域の医療機関・介護事業者等が主催する勉強会・会議に出席する。

イ 石神井保健師会で在宅医療の現状把握を行う。

(3) スケジュール

ア 開催日に参加

イ 4月25日 5月23日 6月27日 7月25日
9月26日 10月24日 11月28日
12月26日 2月7日 3月27日

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

15 在宅医療・介護連携システムの構築

(1) 現状と課題

現状・・・医療・介護関係者の情報共有の支援目的で作成された医療・介護連携シート配布が滞っている。

課題・・・1. 医療・介護連携シートを有効に活用した多職種の情報共有支援。
医療職と介護職の有機的な連携とサービス適用体制の構築。

2. 医療提供者とケア提供者の有効情報が違う及び提供される情報の言葉の意味等がわからない。
医療者はどんなケアを受けているのか
ケア提供者は病気の段階、予想される経過について

(2) 課題への対応策

ア 地域の住民・医療・介護関係者間の情報共有を支援する

イ 医療・介護連携シートを活用目的・活用方法を多くの関係者に周知活動を行い、
医療・介護連携シートの活用を支援する。

(3) スケジュール

ア 4月25日 石神井保健師会
6月28日 練馬ゆめの木支所 個別ケア会議
各支所個別ケア会議実施日

イ 本所開催月
11月26日 第1回在宅療養講演会 石神井地区

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(認知症施策の推進)

16 認知症施策の推進

(1) 現状と課題

現状・・・認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じて、すべての期間を通じて必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワーク構築する取り組みとして、もの忘れ相談の継続と認知症ガイドブックが作成された。また、昨年秋から認知症疾患医療センター(慈雲堂病院)が配置されている。

課題・・・ア もの忘れ相談を適切に実施する。
イ 認知症ガイドブックの理解と普及。

(2) 課題への対応策

ア もの忘れ相談の実施。

イ 高齢者相談センター支所:地域ケア個別会議
高齢者相談センター:地域ケア圏域会議) 説明及び配布。

イ 石神井保健師会時に各支所医療職に説明と理解を得る。

(3) スケジュール

ア 4月19日 5月26日 7月19日
8月25日 9月20日 11月10日
12月20日 2月9日 3月21日

イ 各支所開催月
本所開催月

イ 4月25日 5月23日 6月27日 7月25日
9月26日 10月24日 11月28日
12月26日 2月7日 3月27日

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

17 地域ケア個別会議開催の適切な支援

(1) 現状と課題

地域包括支援センターは圏域支所が主催し、各支所が担当する地域において個別ケースの検討を通じた、介護支援専門員の高齢者の自立に資するケアマネジメントの支援、個別課題や社会資源の現状把握、地域課題の解決に向けた個別課題解決にかかわる支援関係者(庁内関係部署 民生児童委員、町会、自治会、介護事業者、医療関係機関、警察、消防、近隣住民等のネットワーク構築、社会資源開発、地域づくりを図る個別ケース会議の開催を適切に支援し支所のに基づき地域ケア個別会議開催支援を行い、また参加することが重要であり、各支所の地域課題を共有し課題解決に向けた取り組みを行う必要がある。

課題)

ア 準備の段階から支援を行う必要がある。

イ 地域に共通した課題を明確化する必要がある

ウ 地域ケア個別会議の開催を適切に支援する必要がある。

(3) スケジュール

ア 支所開催 地域ケア個別会議に合わせ 4月～適宜(14回)

イ 8月・1月 各支所個別ケア開催終了後議事録にて確認を行い集計課題を行う

ウ 9月・2月 地域ケア圏域会議を行う。

平成28年度 石神井地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

18 効果的な地域ケア圏域会議の開催

(1) 現状と課題

個別ケースの検討を積み重ねる中で地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な職種や期間、深刻化が予測される地域課題を明らかにしていく。これらに関係者が共有し、地域包括ケアシステム構築のための一つ手法として地域課題の検討を行う必要がある。地域課題は日常生活圏域内の調整で解決可能な課題から、練馬区全域での検討が必要な課題について練馬区が主催する地域ケア会議へとつなげる事が必要である。

課題)

地域づくり・資源開発機能～インフォーマルサービスや地域見守りネットワーク等、地域に必要と考えられる資源を開発することが求められている。

政策形成～地域に必要な取り組みを明らかにして、施策や政策を立案、提言を行うことが求られている。

(2) 課題への対応策

- ア 平成28年8月(第一回)各支所が行なった会議を集約し地域ケア圏域会議準備を行う。
- 平成29年1月(第2回)各支所が行なった会議を集約し地域ケア圏域会議準備等を行う。

(3) スケジュール

- ア 平成28年8月 地域ケア圏域会議議題について検討
- 平成29年1月 地域ケア圏域会議議題について検討

- イ 平成28年9月 地域ケア圏域会議開催(第一回)
- 平成29年2月 地域ケア圏域会議開催(第二回)